

# 輸送の安全に関する記録の管理等

徳南交通有限会社

安全管理規程第一八条第三項に規定する輸送の安全に関する情報の記録・保存の方法を別紙のとおり定める。

別紙

## 輸送の安全に関する情報の記録及び保存方法

- 1 本規程第一八条第三項に規定する輸送の安全に関する情報は、安全統括管理者が責任をもって記録・保管する。
- 2 情報は、作成した資料等については専用のファイルに保管し、データはパソコンの専用ファイルに保存する。
- 3 ファイルはロッカー等の収納庫に保管する。ファイル及びパソコン保存データを使用する場合は、安全統括管理者の了解を得る。
- 4 保存期間は記録時点から3年間とする。期間を過ぎたものは順次廃棄する。廃棄に当たっては安全統括管理者の了解を得る。